

野田市郷土博物館及び野田市市民会館
指定管理者候補者選定委員会（フォローアップ）会議録概要

開催日時 平成31年1月29日（火）午後1時から午後2時まで
開催場所 野田市役所4階 庁議室
出席委員 副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、生涯学習部長、
行政管理課長、管財課長
欠席委員 無し
事務局 社会教育課、行政管理課

1 開会

＜委員長より開会の言葉＞

2 議事

野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者特定非営利活動法人野田文化
広場からの指定の取消しの事前協議の申入れへの対応について

＜事務局より特定非営利活動法人野田文化広場（以下「野田文化広場」という。）
に平成31年度以降の新館長候補者について確認した結果を説明＞

- 1月21日の選定委員会での指示を受け、同日、野田文化広場の事務局長及び
現館長に平成31年度以降の新館長候補者について確認したが、これまでも探し
ていたが見つからず、やはり新館長候補者は見当たらないとのことだった。

＜審議の概要＞

- 新館長候補者が見つからないことは本日の選定委員会に先立って聞いており、
市長とも協議したが、現状を一番把握していて、キャリアデザインも理解してい
る人が必要となると、職員を派遣するのが最適だということになった。そうなる
と生涯学習部長がちょうど定年退職で、再任用の希望もあることから、退職派遣
ということで本人に確認したら了解してもらったので、館長は派遣とする。
- 現在、再任用職員を派遣することはできないので、その場合、公益的法人等へ
の職員の派遣等に関する条例の改正が必要になる。
- 野田業務サービス株式会社（以下「野田業務サービス」という。）で行う手続
は何かあるのか。

- まずは、指定管理を受ける意思決定、野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理業務受諾による業務拡大、館長となる職員の市への派遣要請について取締役会で決定する。次に、就業規則及び給与規程の改正で、必要に応じてパートタイマー就業規則も改正する。これも野田業務サービスの取締役会で決定する。その後、指定管理者の指定申請をすることになる。追加議案になるだろうが、日程的には3月議会に間に合う。
- それでは、至急、野田業務サービスとの協議に必要な手続をし、協議に入ること。また、野田業務サービスに指定管理を行わせることができるということであれば、野田文化広場には、指定の取消しの事前協議について、指定の取消しを申し出るよう回答すること。
- 学芸員は無条件で野田業務サービスが雇用するのか。
- 学芸員については採用する以上選考は必要である。現在の3人はこれまでの実績があるので、面接をすることを考えている。しかし、1人が昨年12月で退職している。退職の申し出は事前に出されていたので、昨年11月、以前学芸員補助をしていた人を面接し、学校を卒業する今年4月に採用する予定だったとのことである。この人についても面接することとしたい。野田業務サービスは総務部長及び生涯学習部長が取締役なので、その2人が面接すればよい。
- 市側の今後のスケジュールはどうなるのか。
- 野田業務サービスとの協議及び野田業務サービスからの指定申請を経て、選定委員会を開催し、正式に候補者として選定されれば、調整会議、主管者会議を経て教育委員会に諮る。そこで決定されれば、野田業務サービスと仮協定を締結し、指定管理者指定の議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正の議案、平成31年度当初予算の補正及び債務負担の設定のため平成30年度予算の補正の議案を提出することになる。また、館長として職員の派遣の手続も行う。

<審議の結果>

野田業務サービスを野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者に指定することについて、野田業務サービスとの協議結果を踏まえ、野田文化広場からの野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者の指定の取消しの事前協議について、指定の取消しを申し出るよう回答することを決定

3 閉会